

国土交通省 関東地方整備局

横浜宮繕事務所

事 業 案 内



Yokohama Government Building Office

横浜営繕事務所の業務紹介

横浜営繕事務所は、神奈川県内に所在する国家機関の建築物等の施設整備及び保全指導を行っています。横浜営繕事務所の管内施設の中には、地域のランドマークとして風景に溶け込み、人々に親しまれ、街が醸し出す雰囲気になくてはならないものも多くあります。

私たち横浜営繕事務所は、こうした地域特性をふまえつつ、親しみやすく、安全で便利な建築物等の実現を目指して、管内施設の現況調査、整備・修繕計画の立案、工事の企画・設計・発注・監理等の実務、施設完成後の保全指導など、幅広い業務への取り組みを着実に進めていきます。

業務の流れ

調査

官庁施設の劣化状況やメンテナンス状況を調査しています。調査結果は、官庁施設の修繕・建替え・合同庁舎化を行う際の基礎資料となっています。

企画・予算要求

調査結果をもとに緊急性を評価し、官庁施設の修繕・建替え・合同庁舎化を行うための企画立案、予算額の算出、予算要求等を行っています。

保全指導

官庁施設を管理する機関に対して、メンテナンス方法や維持管理に関わる情報提供、長期の維持管理計画へのアドバイス、現地での施設保全に関する直接指導等を行っています。

設計・積算

国土交通省で定めた法律や設計基準等に従い、官庁施設の設計図書の作成や具体的な工事費を算出しています。

工事監理・検査・引渡

設計図書に基づいて工事の監督を行っています。工事の完了後に検査を行い、官庁施設を管理する機関に引き渡しています。

工事発注・契約

官庁施設の新築・改修工事を発注しています。発注方法は一般競争入札を標準とし、企業の技術力等を加味した、価格だけによらない方式を主として採用しています。入札を経て落札した企業と請負契約を締結しています。

官庁建物実態調査 及び 保全実態調査・保全指導

(官公庁施設の建設等に関する法律 第9条)

官庁建物実態調査

官庁建物実態調査の目的

- 定期的な官庁施設実態把握（概ね5年ごと）
- 予算措置の要否、緊急性等の判断

メリット

- 意見書※1への反映
- 計画的な予算要求資料（営繕計画書）への反映

※1 意見書（意見書制度）
毎会計年度、国土交通大臣あてに送付された各省各庁大臣からの営繕計画書に対して、調査結果をもとに技術的見地から意見を述べる制度です。

予算要求資料（営繕計画書）の作成 中長期保全計画、長期営繕・修繕計画の立案

(官公庁施設の建設等に関する法律 第11条、第13条)

保全実態調査・保全指導

保全実態調査・保全指導の目的

- 国家機関の建築物等の保全の適正化
- 既存ストックの有効活用
- 温室効果ガス削減の取り組み
- 定期的な保全状況の把握（1年ごと）

メリット

- 建物の長寿命化
- 修繕履歴、点検記録等の蓄積
- エネルギー使用量の適正化
- ライフサイクルコストの低減

■ 官庁建物実態調査

官公庁施設の建設等に関する法律（以下、「官公法」という。）に基づき、定期的（概ね5年ごと）に施設の劣化状況や修繕履歴、職員の人数、その他施設の現況を把握し、予算措置の要否や緊急性等の意見を述べるための基礎資料収集を行う調査です。

■ 保全実態調査

官公法に基づき、定期的（1年ごと）に官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を使い保全に関する情報を収集し、適正な保全指導を行うための調査です。施設管理者にて入力された情報をもとに保全指導、地区保全連絡会議などにデータを活用し技術的なサポートを行っています。

■ 保全指導

官公法に基づき、施設管理者に対し維持管理方法や、法令点検に関する内容の他、中長期保全計画立案のアドバイスを行っています。保全指導の内容は、今後の修繕等の計画、予算要求のための基礎資料として役立てています。

官公庁施設の建設等に関する法律 <要旨>

- 第9条** 各省各庁の長は、毎会計年度、その所掌に係る国家機関の建築物の営繕及びその付帯施設の建設に関する計画書（営繕計画書）を財務大臣及び国土交通大臣に送付しなければならない。営繕計画書の送付を受けたときは、国土交通大臣はこれに関する意見書を、当該各省各庁の長及び財務大臣に送付しなければならない。
- 第11条** 各省各庁の長は、その所管に属する建築物及び付帯施設を、適正に保全しなければならない。
- 第13条第2項** 国土交通大臣は、関係国家機関に対して、国家機関の建築物の営繕及びその付帯施設の建築並びにこれらの保全に関して必要な報告又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 第13条第3項** 国土交通大臣は、国家機関の建築物及びその付帯施設の保全の適正を図るため、必要があると認めるときは、部下の職員をして、実地について指導させることができる。

広報の取り組み

横浜営繕事務所では、多くの方々に官庁施設への関心と理解を深めていただくために、様々な取り組みを行っています。

■ 公共建築の日／公共建築月間について

毎年「11月11日」を“公共建築の日”、「11月」を“公共建築月間”としています。

公共建築は、地域の人々の生活に密接な関わりを持つものが多く、地域の活性化や、生活・文化水準の向上、街並み・景観の形成等を図るうえで重要な役割を果たしています。

私たち横浜営繕事務所は、より一層、地域に密着した公共建築を目指すため、神奈川県内の地方公共団体とともに「神奈川県官公庁営繕協議会」を結成しています。関係省庁や関係団体とも協力しながら、広く一般の方々に公共建築への関心を持っていただけるよう様々なイベントを行っています。



▲公共建築月間チラシ2021



▲公共建築月間チラシ2022



▲2022「公共建築をめぐるデジタルスタンプラリー」と「公共建築パネル展」

■ 施設見学会・講演会について



▲シンポジウムの様子

公共建築の日や工事の完成後等に合わせて、施設見学会・講演会等のイベントを開催しています。また、工事中のプロジェクトにおいても、設計を担当した建築家を招き、講演会やトークセッションを行っています。過去においては、横浜税関や横浜地方気象台の施設見学会・講演会、横浜三塔探検（キング：神奈川県庁本庁舎、クイーン：横浜税関、ジャック：横浜市開港記念会館の各塔探検）等、歴史的建造物の多い土地柄を活かしたイベントを開催してきました。

■ 出前講座について

「出前講座」とは、防災や環境への取り組み等、関東地方整備局の行っている事業についてお話しさせていただき、ご意見などを伺うものです。主に公共性・公益性のある団体、機関等からのご依頼に応じて、講座を実施しています。

代表的なプロジェクト

新旧の共存



横浜税関本関 (平成15年度改修及び増築工事竣工)

昭和9年竣工。「クイーンの塔」の愛称で多くの人々に親しまれている横浜の代表的建築物。執務スペースの増築や、内部設備改修等により最新の行政需要に応えるとともに、周辺道路に面した部分の外観や、旧貴賓室、玄関等を保存改修し、建物の歴史的価値を継承しています。

横浜市認定歴史的建造物 (平成13年認定)



横浜地方気象台 (平成20年度改修及び増築工事竣工)

昭和2年竣工。山手地区の歴史的景観の一部となり市民に親しまれています。既存建物の保存活用を図りながら、増築部分は、新旧の建物が対をなし、あらゆる部分の表現を古いものとの関係をふまえて整備しています。

横浜市有形文化財 (平成17年 横浜市)

横浜・人・まち・デザイン賞「まちなみ景観部門」 (平成27年 横浜市)

街並みの継承



横浜第2合同庁舎 (平成8年度建替工事竣工)

大正15年竣工。「キーケン」(旧生糸検査所)の愛称で市民に親しまれており、生糸輸出で繁栄した横浜を象徴する建築物。建屋を完全に解体し、最新の行政需要に応えるために高層棟を整備するとともに、旧生糸検査所の外観を創建的に近い状態で復元し街並みを保存しています。

横浜市認定歴史的建造物 (平成2年認定)



横浜地方裁判所・簡易裁判所 (平成13年度建替工事竣工)

昭和5年竣工の旧庁舎は完全に解体し、日本大通りに面する部分を創建当時の姿に復元しています。復元にあたっては、解体時に得られた装飾や工作物、石材について再利用可能なものを活用しています。背後に高層棟を配し、裁判所機能の充実を図っています。

横浜市認定歴史的建造物 (平成11年認定)

防災拠点



横浜海上防災基地 (平成6年度竣工)

平成7年3月に竣工した本施設は、昭和58年5月の中央防災会議の決定に基づき整備されたもので、発災時には指揮中核として海上災害応急対応の拠点として機能する一方、平常時には船艇基地として運用するほか、特殊救護訓練施設として海上災害を想定した各種の訓練、研修に使用する施設となっています。令和4年度には津波対策改修を行いました。



横浜営繕事務所の概要

■ 所掌事務

神奈川県内に所在する国家機関の建築物等の施設整備及び保全指導

■ 管内区域

神奈川県全域

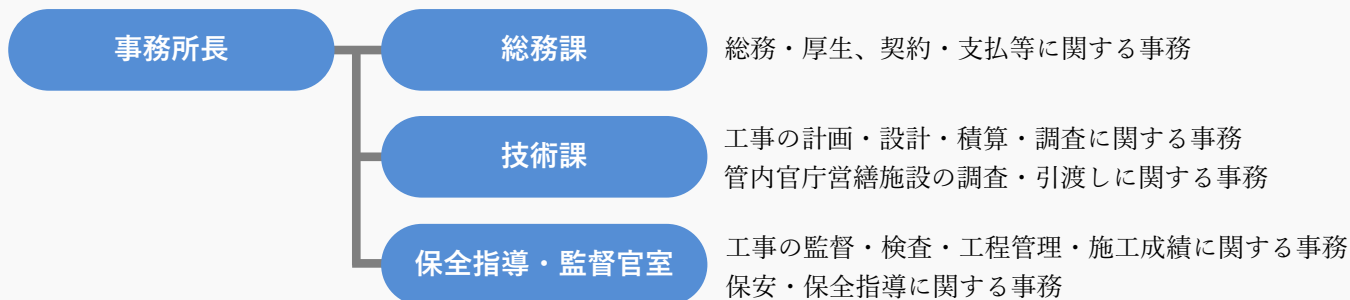
■ 所掌施設※2 の概要（令和4年度現在） ※2 所掌施設：保全実地指導の対象施設とする

施設数：366施設 延面積：約130万㎡

■ 沿革

- 昭和23(1948)年 7月10日 「建設省東京地方建設工事部横浜支部」を設置
- 昭和24(1949)年 7月 1日 「建設省関東地方建設局横浜営繕出張所」を設置
- 昭和27(1952)年 8月 1日 「建設省関東地方建設局横浜営繕工事事務所」に昇格
- 昭和38(1963)年 7月 1日 横浜市中区日本大通りに移転
- 昭和51(1976)年 9月 1日 横浜市中区山下町（横浜地方合同庁舎）に移転
- 平成13(2001)年 1月 6日 省庁再編により「国土交通省関東地方整備局横浜営繕工事事務所」に名称変更
- 平成15(2003)年 4月 1日 「国土交通省関東地方整備局横浜営繕事務所」に名称変更
- 令和 5(2023)年 9月25日 横浜市中区新港（よこはま新港合同庁舎）に移転

■ 組織



国土交通省 関東地方整備局 横浜営繕事務所

ADDRESS. 〒231-0001
横浜市中区新港一丁目6番1号 よこはま新港合同庁舎4階

TEL. 045-681-8104

FAX. 045-224-8974

E-mail. ktr-yokohamaeizen@mlit.go.jp

HP. <https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/index.html>

ACCESS.



「公共建築相談窓口」の設置

国家機関の官署、独立行政法人、公社・公団等の政府関係機関、地方自治体、民間事業者等を対象に、公共建築全般についてのご相談をお受けしています。お問い合わせ、ご質問がございましたら、お気軽にご相談ください。

横浜営繕事務所 担当窓口：技術課長（地域広報官）

■■■ TEL. 045-681-8104

みなとみらい線馬車道駅6番出口より徒歩5分